

環境回復検討会（第1回）

平成23年9月14日（水）
9：30～12：00
環境省第1会議室

議事次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 除染の在り方について
- (2) その他

3. 閉会

配布資料一覧

資料1	「環境回復検討会」委員名簿
資料2	「環境回復検討会」設置要綱
資料3-1	放射性物質汚染対処特措法の概要
資料3-2	放射性物質汚染対処特措法
資料4-1	除染に関する緊急実施基本方針
資料4-2	市町村による除染実施ガイドライン
資料5	チェルノブイリ原子力発電所事故時の除染等について
資料6	文部科学省等によるモニタリングの測定結果
資料7	論点メモ
参考資料1	一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の一時保管について
参考資料2	8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について
森口委員提出資料	航空機モニタリングでまだカバーされていない地域を含めた広域の汚染状況把握のための参考資料

環境回復検討会メンバー

	氏 名	所 属
1	稲垣 隆司	元愛知県副知事
2	大迫 政浩	独立行政法人 国立環境研究所 循環型社会・廃棄物 研究センター長
3	大塚 直	早稲田大学教授
4	崎田 裕子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長
5	鈴木 基之 (座長)	東京大学名誉教授 (中央環境審議会会長)
6	田中 俊一	NPO 法人放射線安全フォーラム副理事長
7	中杉 修身	上智大学元教授 (中央環境審議会土壌農薬部会長)
8	新美 育文	明治大学教授
9	古田 定昭	独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東海研究開 発センター核燃料サイクル工学研究所放射線管理部 部長
10	細見 正明	東京農工大学教授
11	森 久起	財団法人 原子力研究バックエンド推進センター専務 理事
12	森口 祐一	東京大学教授

環境回復検討会設置要綱

1 目的

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）が定められたことを受け、当該事故により放出された放射性物質に係る除染等の措置等に係る事項について検討することを目的として「環境回復検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討事項

検討会の検討事項は、当該事故により放出された放射性物質に係る除染等の措置等に係る事項とする。

3 検討会の構成

- (1) 検討会に、座長を置く。
- (2) 座長は、委員の中から事務局が指名する。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (5) 検討会に、専門の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 事務

検討会の事務は、環境省水・大気環境局総務課において行う。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の概要

目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

責務

- 国：原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- 地方公共団体：国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- 関係原子力事業者：誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

制度

基本方針の策定

環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める

基準の設定

環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理に関する基準を設定

監視・測定の実施

国は、環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物（特定廃棄物）の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

放射性物質により汚染された土壌等（草木、工作物等を含む）の除染等の措置等

- ① 環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案し、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を指定
- ② 環境大臣が①の地域における除染等の措置等の実施に係る計画を策定し、国が実施
- ③ 環境大臣は、①以外の地域であって、汚染状態が要件に適合しないと見込まれる地域（市町村又はそれに準ずる地域を想定）を指定
- ④ 都道府県知事等（※）は、③の地域における汚染状況の調査結果等により、汚染状態が要件に適合しないと認める区域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定
- ⑤ 国、都道府県知事、市町村長等は、④の計画に基づき、除染等の措置等を実施
- ⑥ 国による代行規定を設ける
- ⑦ 汚染土壌の不法投棄を禁止

※政令で定める市町村長を含む

※原子力事業所内の廃棄物・土壌及びその周辺に飛散した原子炉施設等の一部の処理については関係原子力事業者が実施

特定廃棄物又は除去土壌（汚染廃棄物等）の処理等の推進

国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を実施

費用の負担

- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施
- 本法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施
- 国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる本法に基づく措置の費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施

検討条項

- 本法施行から3年後、施行状況を検討し、所要の措置
- 放射性物質に関する環境法制の見直し
- 事故の発生した原子力発電所における原子炉等についての必要な措置